

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成25年10月28日（月）

担当課：文化スポーツ部 生涯学習センター

件 名：大和市社会教育委員に関する条例の一部改正について						
提出理由：第3次一括法の公布により、社会教育法が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱基準を条例に定める必要性が生じたことから、その内容について了承を得るため						
内 容： 1. 背景等 ・平成25年6月14日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「第3次一括法」という。）が公布された。 ・この中で、社会教育法が一部改正され、平成26年4月1日から施行される。 ・改正により、これまで法に定められていた社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌して、大和市社会教育委員に関する条例（以下、「条例」という。）に定める必要が生じた。 2. 基本的な考え方及び内容 ・現在、本市においては、社会教育委員を改正前の社会教育法の基準により、学校教育の関係者、学識経験のある者等から選出している。 ・今回、文部科学省令で示された参酌基準は、改正前の社会教育法と同様の委嘱基準を示している。 ・これまで、本市の社会教育委員は、地域活動の実情を的確に把握しつつ、各職責における専門性を発揮しながら、教育委員会へ助言、指導、意見を述べるなど、本市の社会教育行政に大きく貢献し、十分役割を果たしている。	・このため、改正前の基準は、必要な内容が網羅されていると考えられることから、条例に定める委嘱基準は、文部科学省令どおりとする。 <table><tr><td>条例に定める社会教育委員の委嘱基準</td></tr><tr><td>学校教育の関係者</td></tr><tr><td>社会教育の関係者</td></tr><tr><td>家庭教育の向上に資する活動を行う者</td></tr><tr><td>学識経験のある者</td></tr></table> 3. 規則の一部改正について ・条例改正による条ずれに伴い、平成26年4月1日までに大和市社会教育委員会議規則の一部を改正する。 4. 県内各市の委嘱基準 ・省令に示された基準どおりの市 13市（大和市を含む） ・基準について未定、検討中の市 6市	条例に定める社会教育委員の委嘱基準	学校教育の関係者	社会教育の関係者	家庭教育の向上に資する活動を行う者	学識経験のある者
条例に定める社会教育委員の委嘱基準						
学校教育の関係者						
社会教育の関係者						
家庭教育の向上に資する活動を行う者						
学識経験のある者						
経 過 H25. 6 第3次一括法 公布 改正社会教育法 公布 H25. 9 文部科学省令 告示	今後の予定 H25.11 社会教育委員会臨時会（法改正について情報提供） H25.12 教育委員会定例会（社会教育委員会議への諮問案付議） H26. 1 市民意見公募手続きの実施 社会教育委員会議（諮問・答申） H26. 2 教育委員会定例会（条例の一部改正案付議） 議会上程 H26. 4 改正社会教育法施行 条例施行・規則施行					